

教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し、以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層、教職員の服務規律の確保に努めます。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

事案	処分内容	被処分者	概要	処分根拠
(1)	停職3月	市立中学校 教諭 (48歳)	被処分者は、令和5年9月20日(水)3時間目、生徒に対して、「お前なんか生徒じゃない」「殺すぞ」等の暴言を吐き、当該生徒の首の下部を2度押す体罰を行った。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当
(2)	減給 10分の1 2月	市立中学校 教諭 (39歳)	被処分者は、令和5年8月10日(木)、大阪府教育センターで行われていた「令和5年度大阪府教育委員会特別支援学校教育職員免許法認定講習」の昼休憩中、同センターの敷地内で、500ml缶ビール1本を飲酒し、その後、午後からの同認定講習を受講した。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当

2 服務上の措置について

事案(1)、(2)に関し、それぞれの所属長(校長)に対して、嚴重注意を行った。

3 処分日

令和5年11月27日

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電 話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890
----------------------------	--